

落札者決定基準 (堺市生活困窮者就労準備支援事業運営業務)

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する堺市生活困窮者就労準備支援事業運営業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{総合評価点} \\ (500 \text{ 点満点}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{価格評価点} \\ (150 \text{ 点満点}) \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{技術評価点} \\ (350 \text{ 点満点}) \end{array}}$$

(4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

- ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合
技術評価点が高い者を落札者とする。
- イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合
技術評価点のうち、評価項目「⑦+⑧+⑨」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。
- ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合
入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 150 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1) 評価点

ア. 技術提案書の記載内容により、評価項目①について次のとおり評価点を付与する。

なお、履行実績については、全て、令和2年4月1日以降に国又は地方公共団体から受注したものに限る。

評価の目安	評価点
生活困窮者への自立支援や、就職困難者への就労支援に関する同種・類似業務の履行実績が5件以上あり、うち3件以上は生活困窮者就労準備支援事業の運営業務の履行実績である。	5
生活困窮者への自立支援や、就職困難者への就労支援に関する同種・類似業務の履行実績が3件以上あり、うち2件以上は生活困窮者就労準備支援事業の運営業務の履行実績である。	4
生活困窮者への自立支援や、就職困難者への就労支援に関する同種・類似業務の履行実績が3件以上あり、うち1件以上は生活困窮者就労準備支援事業の運営業務の履行実績である。	3
生活困窮者への自立支援や、就職困難者への就労支援に関する同種・類似業務の履行実績が3件以上である。	2
生活困窮者への自立支援や、就職困難者への就労支援に関する同種・類似業務の履行実績が1件以上である。	1
生活困窮者への自立支援や、就職困難者への就労支援に関する同種・類似業務の履行実績がない、もしくは記述がない（評価できない）。	0

イ. 技術提案書の記載内容により、評価項目②～⑫について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

(2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

(3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(4) 技術評価点における基準点

(3) の技術評価点が 210 点未満、又は評価項目「⑦+⑧+⑨」における各委員の得点を平均したものが 90 点未満の場合は、失格とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記 3 (4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項		配点	ウエイト	評価点	項目評価点
事業者概要	① 履行実績	生活困窮者への自立支援や、就職困難者への就労支援に関する同種・類似業務の実績、生活困窮者就労準備支援事業の運営業務の実績により、本市において十分な効果を期待できるか。	25 点	5	別紙 評価点確認表のとおり	
	② 組織体制	支援対象者の支援を十分に行うために、従事者の配置等適切な受け入れ体制が確保されているか。従事者の資質向上のための研修等を実施できる体制か。業務責任者を筆頭に組織体制を確保する等、事業者全体としてのサポート体制は十分か。人材の確保や定着を目的として、福祉厚生や適正な労働時間等、従事者が働きやすい環境を整えているか。	25 点	5		
	③ 実施場所	(1) 交通の便がよい、最寄駅からの距離が近い等、支援対象者の利便性が考慮されているか。	15 点	3	5. 非常に優れている	
		(2) 自立相談支援機関との距離が近い等、連携の取りやすい実施場所であるか。	15 点	3	4. 優れている	
		(3) 面談室等のプライバシーが守られる環境を作ることができているか。支援の実施に十分な広さと設備を確保できているか。	10 点	2	3. 標準である	
	④ 制度・業務に対する理解	生活困窮者自立支援法についての理解や支援対象者像の理解は十分にできているか。業務の目的や内容を理解した支援内容となっているか。	15 点	3	2. やや劣っている	
	⑤ 個人情報保護	個人情報の管理・保護体制や取組内容、研修内容等について具体的に記載されており、プライバシーマーク等の認定を受けているか。危機事象発生時の対応の流れについて具体的に記載されているか。	15 点	3	1. 劣っている	
	⑥ 支援内容 (支援プログラム作成)	業務の流れについて、フロー図を作成する等、具体的かつきめ細かで実現可能な提案がされているか。支援プログラムの作成について、支援対象者に応じた具体的かつきめ細かで実現可能な提案がされているか。	20 点	4	0. 記述がない	
支援内容						

評価項目	評価事項	配点	ウェイト	評価点	項目評価点
⑦ 支援内容 (日常生活自立)	提案の内容が支援対象者の日常生活自立につながる適切で具体的なものであり、課題を抱えた支援対象者に対して助言・指導等をきめ細かに実施し、健康・生活管理の意識を醸成する内容となっているか。	50 点	10		
⑧ 支援内容 (社会生活自立)	提案のあった内容は、支援対象者の社会生活自立につながる適切で具体的なものであり、社会参加のために支援が必要な支援対象者に対して、社会的なつながりの重要性を認識させ、ボランティア活動等への参加を調整し、支援対象者が社会参加能力を習得するためのきめ細かな内容となっているか。	50 点	10		
⑨ 支援内容 (就労自立)	提案のあった内容は、支援対象者の就労自立につながる適切で具体的なものであり、直ちに一般就労に就くことが難しい者に対し、就労に向けた意欲を喚起させ、求職活動に向けた準備をきめ細かに実施できる内容となっているか	50 点	10	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
⑩ 支援内容 (フォローアップ)	支援対象者が当該事業へ継続参加するためのフォローアップについて、具体的かつきめ細かで実現可能な手段が記載されているか。また、そのフォローアップは、支援対象者の継続参加が期待できるものとなっているか。	20 点	4		
⑪ 他機関との連携	事業の趣旨にあった外部研修機関やボランティア、職場見学及び就労体験先の確保、開拓の見込みはあるか。 円滑な事業運営のために、自立相談支援機関等、関係機関との連携手法を明確にしているか。また、その連携手法は、支援対象者の自立につながることが期待できるものか。	25 点	5		
⑫ 自由提案	提案内容が、具体的かつきめ細かで実現可能なものか。また、支援対象者の自立につながることが期待できるものか。	15 点	3		
		350 点 (満点)			点 (得点)

別紙 評価点確認表

評価点	評価の目安
5	生活困窮者への自立支援や、就職困難者への就労支援に関する同種・類似業務の履行実績が5件以上あり、うち3件以上は生活困窮者就労準備支援事業の運営業務の履行実績である。
4	生活困窮者への自立支援や、就職困難者への就労支援に関する同種・類似業務の履行実績が3件以上あり、うち2件以上は生活困窮者就労準備支援事業の運営業務の履行実績である。
3	生活困窮者への自立支援や、就職困難者への就労支援に関する同種・類似業務の履行実績が3件以上あり、うち1件以上は生活困窮者就労準備支援事業の運営業務の履行実績である。
2	生活困窮者への自立支援や、就職困難者への就労支援に関する同種・類似業務の履行実績が3件以上である。
1	生活困窮者への自立支援や、就職困難者への就労支援に関する同種・類似業務の履行実績が1件以上である。
0	生活困窮者への自立支援や、就職困難者への就労支援に関する同種・類似業務の履行実績がない、もしくは記述がない（評価できない）。